

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 公立大学法人北九州市立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則【政策局総務部総務課】 3

◇ 告 示

- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 4
- 特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域の指定【環境局環境監視部環境監視課】 5
- 放置自転車の移動及び保管【都市整備局道路部道路維持課】 6
- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 1 0

◇ 公 告

- 特定調達契約の相手方の決定【総務市民局人事部給与課】 1 1
- 借入れ及び保守業務契約に係る一般競争入札の公告【消防局総務部総務課】 1 2

◇ 教育委員会

- 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の管理職手当及び管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局教職員部教職員課】 1 5

◇ 雑 報

- 特定調達契約の落札者の決定（2 件）【地方独立行政法人北九州市立病院機構北九州市立八幡病院事務局管理課】 1 6

本号で公布された条例等のあらまし

◇公立大学法人北九州市立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

地方独立行政法人法の一部改正により公立大学法人における年度計画及び年度評価が廃止されたため、関係規定を改めることにしました。

この規則は、令和7年5月16日から施行することにしました。

公立大学法人北九州市立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 1 6 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 3 6 号

公立大学法人北九州市立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

公立大学法人北九州市立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成 1 7 年北九州市規則第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、第 2 7 条第 1 項」を削る。

第 7 条を削り、第 8 条を第 7 条とし、第 9 条から第 2 1 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第 2 2 条各号列記以外の部分中「当該報告書が次の各号に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める」を「中期計画に定めた」に改め、「（この条において「業務の実績等」という。）」を削り、同条各号を削り、同条を第 2 1 条とし、第 2 3 条を第 2 2 条とし、第 2 4 条を第 2 3 条とする。

第 2 5 条本文中「法第 2 7 条第 1 項前段の規定により年度計画を届け出た後遅滞なく」を「毎事業年度の開始前に」に改め、同条を第 2 4 条とし、第 2 6 条を第 2 5 条とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市告示第 2 4 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により、北九州市立総合療育センター及び北九州市立総合療育センター西部分所の手数料の徴収について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 1 6 日

北九州市長 武 内 和 久

施設の名称	指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者として指定した日	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日	委託期間
	名称	住所			
北九州市立総合療育センター	社会福祉法人北九州市福祉事業団	北九州市八幡東区中央二丁目 1 番 1 号	令和 7 年 4 月 1 日	令和 7 年 4 月 1 日	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立総合療育センター西部分所					

北九州市告示第 2 4 1 号

土壤汚染対策法（平成 1 4 年法律第 5 3 号）第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、次の土地を特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域に指定することについて、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、この告示により指定する形質変更時要届出区域に係る同法第 1 5 条第 1 項に規定する台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

令和 7 年 5 月 1 6 日

北九州市長 武 内 和 久

1 指定する形質変更時要届出区域

北九州市八幡西区大字熊手 2 7 1 6 番の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン、1, 3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素^ひ及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、シマジン、チオベンカルブ、チウラム、ポリ塩化ビフェニル並びに有機りん化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

北九州市告示第 2 4 2 号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第 8 号）
第 1 0 条第 2 項及び第 1 1 条第 2 項の規定により放置自転車を移動し、保管した
ので、同条例第 1 3 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 1 6 日

北九州市長 武 内 和 久

1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の
台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり

2 返還事務を行う時間

月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで

土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで

ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する
休日は、返還事務を行わない。

3 問合せ先

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市都市整備局道路部道路維持課（電話 0 9 3 - 5 8 2 - 2 2 7 4）

4 返還を受けるために必要な事項

自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転
車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。

5 その他

この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して 3 月を経過し
ても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分す
る。

別表

移動し、保管した自転車が 放置されていた場所	移動し、 保管した 自転車の 台数	移動し、保 管した年月 日	保管及び返還を行う 場所
J R 門司駅周辺地区自転 車放置禁止区域	3 台	令和 7 年 4 月 2 1 日	北九州市小倉北区青 葉二丁目 1 番 青葉自転車保管所
J R 門司港駅周辺地区自 転車放置禁止区域	1 台	令和 7 年 4 月 2 1 日	
門司区自転車放置禁止区	4 台	令和 7 年 4	

域外		月 3 日	
J R 小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 1 台	令和 7 年 4 月 1 5 日	
	8 台	令和 7 年 4 月 2 3 日	
J R 西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	6 台	令和 7 年 4 月 4 日	
小倉北区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 7 年 4 月 1 0 日	北九州市小倉南区下城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
J R 下曾根駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 2 台	令和 7 年 4 月 1 6 日	
小倉南区自転車放置禁止区域外	4 台	令和 7 年 4 月 2 日	
	1 台	令和 7 年 4 月 3 日	
	1 台	令和 7 年 4 月 4 日	
	1 台	令和 7 年 4 月 9 日	
	2 台	令和 7 年 4 月 1 1 日	
	1 台	令和 7 年 4 月 1 4 日	
	2 台	令和 7 年 4 月 1 6 日	
	1 台	令和 7 年 4 月 1 8 日	
	1 台	令和 7 年 4 月 2 1 日	
	2 台	令和 7 年 4 月 2 3 日	
	1 台	令和 7 年 4 月 2 8 日	

	3 台	令和 7 年 4 月 3 0 日	
若松区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 7 年 4 月 1 6 日	北九州市戸畑区三六 町 1 3 番 三六自転車保管所
J R 折尾駅周辺地区自転車放置禁止区域	3 台	令和 7 年 4 月 1 7 日	北九州市八幡西区長 崎町 2 番
J R 陣原駅周辺地区自転車放置禁止区域	5 台	令和 7 年 4 月 2 5 日	長崎町自転車保管所
J R 本城駅周辺地区自転車放置禁止区域	5 台	令和 7 年 4 月 2 5 日	
八幡西区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 7 年 4 月 2 日	北九州市八幡西区大 字藤田 2 3 1 9 番 6 藤田自転車保管所
	1 台	令和 7 年 4 月 8 日	
	2 台	令和 7 年 4 月 1 0 日	
	1 台	令和 7 年 4 月 1 4 日	
	1 台	令和 7 年 4 月 1 6 日	
	1 台	令和 7 年 4 月 1 8 日	
	1 台	令和 7 年 4 月 2 2 日	
	1 台	令和 7 年 4 月 2 3 日	
	1 台	令和 7 年 4 月 2 5 日	
J R 九工大前駅周辺地区 自転車放置禁止区域	9 台	令和 7 年 4 月 7 日	北九州市戸畑区三六 町 1 3 番
	3 3 台	令和 7 年 4 月 2 6 日	三六自転車保管所

J R 戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域	2 台	令和 7 年 4 月 1 8 日
戸畑区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 7 年 4 月 2 4 日

北九州市告示第 2 4 3 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第 6 9 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 1 6 日

北九州市長 武 内 和 久

薬局（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関 の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
とばた調剤薬局	北九州市戸畑区沢見二丁目 6 番 2 9 号	令和 7 年 5 月 1 日

北九州市公告第 3 3 2 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 5 月 1 6 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 特定役務の名称及び数量
人事給与システム運用保守業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市総務市民局人事部給与課
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和 7 年 3 月 1 7 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
株式会社ニシコン
北九州市小倉北区京町三丁目 1 3 番 1 7 号
- 5 契約金額
3, 6 2 9 万 5, 2 4 8 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第 1 1 条第 1 項第 2 号に該当するため

北九州市公告第 3 3 4 号

一般競争入札により、北九州市消防局公用自動車の借入れ及び保守業務契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 5 月 1 6 日

北九州市長 武 内 和 久

1 契約内容

- （１） 名称及び数量 北九州市消防局公用自動車の借入れ及び保守業務（令和 7 年度開始） 一式
- （２） 履行の内容等 仕様書に定めるとおり
- （３） 履行期間 契約締結日から令和 1 6 年 1 月 3 1 日まで
- （４） 履行場所 北九州市の指示する場所
- （５） 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- （１） 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （２） 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 1 1 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿に記載されていること。
- （３） 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札手続等

- （１） 契約条項を示す場所及び期間
 - ア 場所 北九州市小倉北区大手町 3 番 9 号
北九州市消防局総務部総務課
 - イ 期間 この公告の日から令和 7 年 5 月 2 6 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 9 時から午前 1 1 時まで及び午後 1 時から午後 4 時まで
- （２） 入札関係資料の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会 入札説明会を行わない。

(4) 入札に参加するための要件等

ア この広告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。

イ 入札参加申込みは、所定の様式を持参又は郵送することにより行わなければならない。

(5) 入札参加申込書を提出する場所及び期間

ア 第1号アの場所と同じ

イ 期間

(ア) 持参の場合

この公告の日から令和7年5月26日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時まで及び午後1時から午後4時まで

(イ) 郵送の場合

書留郵便により、令和7年5月26日午後2時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所並びに日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町3番9号
北九州市消防局庁舎2階災害対策本部室

イ 日時 令和7年6月3日 午後2時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められ

た予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市消防局総務部総務課

〒803-8509 北九州市小倉北区大手町3番9号

電話 093-582-3802

FAX 093-592-6898

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の管理職手当及び管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 1 6 日

北九州市教育委員会

教育長 太 田 清 治

北九州市教育委員会規則第 6 号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の管理職手当及び管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の管理職手当及び管理職員特別勤務手当に関する規則（平成 2 9 年北九州市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項を次のように改める。

4 次に掲げる場合には、教職員給与条例第 3 0 条第 2 項の規定による手当は支給しない。この場合において、教職員がした同項に規定する勤務は、同条第 1 項に規定する勤務とみなす。

（１） 教職員給与条例第 3 0 条第 1 項に規定する勤務をした後、引き続いて同条第 2 項に規定する勤務をした場合

（２） 教職員給与条例第 3 0 条第 2 項に規定する勤務をした後、引き続いて同条第 1 項に規定する勤務をした場合

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第 3 条第 4 項の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

地方独立行政法人北九州市立病院機構公告第 1 1 号

地方独立行政法人北九州市立病院機構政府調達取扱規程（以下「政府調達取扱規程」という。）第 3 条第 1 項に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、政府調達取扱規程第 1 5 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 5 月 1 6 日

地方独立行政法人北九州市立病院機構 理事長 中 西 洋 一

- 1 特定役務の名称及び数量
北九州市立八幡病院ガス供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市立八幡病院事務局管理課
北九州市八幡東区尾倉二丁目 6 番 2 号
- 3 落札者を決定した日
令和 7 年 3 月 5 日
- 4 落札者の名称及び住所
西部瓦斯株式会社 営業本部 北九州都市開発部
北九州市小倉北区愛宕 1 丁目 5 番 1 0 号
- 5 落札金額
5, 2 9 8 万 8 7 8 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和 7 年 1 月 2 4 日
- 8 落札方式
最低価格による

地方独立行政法人北九州市立病院機構公告第 1 2 号

地方独立行政法人北九州市立病院機構政府調達取扱規程（以下「政府調達取扱規程」という。）第 3 条第 1 項に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、政府調達取扱規程第 1 5 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 5 月 1 6 日

地方独立行政法人北九州市立病院機構 理事長 中 西 洋 一

1 特定役務の名称及び数量

北九州市立八幡病院電力供給 一式

2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地

北九州市立八幡病院事務局管理課

北九州市八幡東区尾倉二丁目 6 番 2 号

3 落札者を決定した日

令和 7 年 3 月 5 日

4 落札者の名称及び住所

カナデビア株式会社 九州支社

福岡市博多区博多駅中央街 7 番 2 1 号

5 契約金額

1 キロワット当たりの金額 1 , 3 9 2 円 8 1 銭の基本料金に、夏季は 1 6 円 9 8 銭、その他季は 1 6 円 5 銭の電力量料金、予備電力（予備線）は 1 キロワット当たりの金額 8 4 円 6 6 銭の基本料金を加算した金額

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和 7 年 2 月 3 日

8 落札方式

最低価格による